

合成樹脂製の器具又は容器包装の規格（厚生労働省告示第370号）

	一般規格	個 別 規 格															
		①フェノール樹脂、アミン樹脂又はエポキシ樹脂を主成分とするもの	②ホルムアルデヒドを製造原料とするもの（①を除く）	③ポリ塩化ビニルを主成分とするもの	④ポリ塩化ソ・ポリロビレンを主成分とするもの	⑤ポリスチレンを主成分とするもの	⑥ポリ塩化ビニレンを主成分とするもの	⑦ポリ塩化ビニレンを主成分とするもの	⑧ポリメタクリル酸アクリルを主成分とするもの	⑨ポリアミドを主成分とするもの	⑩ポリメチルメタクリルを主成分とするもの	⑪ポリカーボネートを主成分とするもの	⑫ポリビニルアルコールを主成分とするもの	⑬ポリ乳酸を主成分とするもの	⑭ポリフェニレンエーテルを主成分とするもの		
				PVC	PE・PP	PS	PVDC	PET	PMMA	PA	PMP	PC	PVA	PLA	PEN		
材質試験	1	カドミウム及び鉛 Cd Pb	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2	バリウム							○								
	3	ジブチルスズ化合物			○												
	4	クレゾールリン酸エステル			○												
	5	塩化ビニル			○												
	6	塩化ビニリデン						○									
	7	揮発性物質（合計）					○										
		スチレン	発泡ポリスチレンの場合※ （熱湯を用いるものに限る）				○										
		エチルベンゼン					○										
	8	ビスフェノールA（フェノール及びp-tert-ブチルフェノールを含む）											○				
9	ジフェニルカーボネート											○					
10	アミン類（トリエチルアミン及びトリブチルアミン）											○					
		浸出用液															
溶出試験	1	フェノール		○													
	2	ホルムアルデヒド		○	○												
	3	重金属（Pbとして）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	4	蒸発残留物	水		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			4%酢酸		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			20%イタノール		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
			メタ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	5	過マンガン酸カリウム消費量	○		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	6	アンチモン									○						
	7	ゲルマニウム									○					○	
	8	メタクリル酸メチル										○					
9	カプロラクタム										○						
10	ビスフェノールA （フェノール及びp-tert-ブチルフェノールを含む）	水											○				
		4%酢酸											○				
		20%イタノール											○				
		メタ											○				
11	総乳酸													○			
項目数の合計		4項目	9項目	9項目	11項目	8項目	9項目 （※11項目）	10項目	10項目	9項目	9項目	8項目	15項目	8項目	9項目	9項目	